

岩手県告示第280号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成25年4月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成25年3月27日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社吉田組
    - イ 主たる営業所の所在地 八幡平市松尾寄木第12地割10番地
    - ウ 代表者の氏名 吉田知義
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-21）第1423号
  - (3) 処分の内容 管工事業及び塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成25年3月27日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業、塗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成25年3月26日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社エコシステム
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市三ツ割字鉢ノ皮72番地2
    - ウ 代表者の氏名 芳賀勉
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第20466号
  - (3) 処分の内容 塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成25年3月22日付けで塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成25年3月27日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 小川工務店
    - イ 主たる営業所の所在地 一関市萩荘字川崎96番地
    - ウ 代表者の氏名 小川三正
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-21）第70099号
  - (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成25年3月27日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成25年3月15日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社はやし工業
    - イ 主たる営業所の所在地 九戸郡洋野町阿子木第12地割33番地230
    - ウ 代表者の氏名 林良広
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第140087号
  - (3) 処分の内容 土工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成25年3月14日付けで土工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成25年3月27日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社吉田組

イ 主たる営業所の所在地 八幡平市松尾寄木第12地割10番地

ウ 代表者の氏名 吉田知義

エ 許可番号 岩手県知事許可(特-21)第1423号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び塗装工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成25年3月27日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業、塗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成25年3月31日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 岩孝建設

イ 主たる営業所の所在地 奥州市前沢区字立石141番地3

ウ 代表者の氏名 岩淵孝男

エ 許可番号 岩手県知事許可(特-22)第9265号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成25年3月31日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。